定　　款

株式会社アクシス

２０２１年７月１日 改定

第１章　総則

（商号）

第１条　当会社は、株式会社アクシスと称し、英文ではAXIS CO.,LTD.と表示する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

（１）ソフトウエアの開発、販売

（２）コンピュータシステムの運営管理

（３）コンピュータシステムに関する調査、研究および
コンサルテーション等専門サービスの提供

（４）コンピュータ及び、その関連機器の開発、販売

（５）労働者派遣事業

（６）職業紹介事業

（７）人材教育及び各種研修の企画、調査、運営及びそれらの受託

（８）人材育成及び定着に関するカウンセリング並びに
それらのコンサルティング

（９）人材に関する情報の収集及び提供並びにそれらのコンサルティング

（10）前各号に付帯する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都港区に置く。

（機関）

第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

（１）　取締役会

（２）　監査役

（３）　監査役会

（４）　会計監査人

（公告方法）

第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第２章　株式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、１６，０００，０００株とする。

（自己の株式の取得）

第７条　当会社は、会社法第 165 条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第８条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）

第９条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利
（２）会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利
（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第１０条　　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。

３　　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規程）

第１１条 当会社の株式に関する取扱いおよびその手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株主総会

（招集）

第１２条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第１３条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年１２月３１日とする。

（招集権者および議長）

第１４条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役（代表取締役が複数いる場合は、取締役会であらかじめ定めた者）がこれを招集し、議長となる。

２　前項で定めた招集権者および議長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第１５条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第１６条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第３０９条第２項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１７条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２　株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第１８ 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第４章　取締役および取締役会

（員数）

第１９条　当会社の取締役は、８名以内とする。

（選任方法）

第２０条　取締役は、株主総会において選任する。

２ 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）

第２１条 取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第２２条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

２　取締役会は、その決議によって、取締役会長および取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第２３条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役（代表取締役が複数いる場合は、取締役会であらかじめ定めた者）がこれを招集し、議長となる。

２　前項で定めた招集権者および議長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第２４条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の方法）

第２５　取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席

した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第２６条 当会社は、会社法第３７０条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第２７条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

（取締役会規程）

第２８条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第２９条　 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（責任免除）

第３０条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　監査役および監査役会

（員数）

第３１条 当会社の監査役は、４名以内とする。

（選任方法）

第３２条　監査役は、株主総会において選任する。

２　　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３ 当会社は、会社法第 329 条第３項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

４ 補欠監査役の選任決議の定足数は、第 2 項の規定を準用する。

５ 第 3 項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議において短縮されない限り、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（任期）

第３３条 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関

する定時株主総会の終結の時までとする。

２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第３項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

（常勤の監査役）

第３４条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第３５条 監査役会の招集通知は会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。

２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議の方法）

第３６条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第３７条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

（監査役会規程）

第３８条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（報酬等）

第３９条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（責任免除）

第４０条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第６章　会計監査人

（選任方法）

第４１条　会計監査人は、株主総会において選任する。

（任期）

第４２条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに

関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　　前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第７章　計算

（事業年度）

第４３条　当会社の事業年度は、毎年１月１日から１２月３１日までの１年とする。

（剰余金の配当の基準日）

第４４条　当会社の期末配当の基準日は、毎年１２月３１日とする。

２　　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）

第４５条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年６月３０日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第４６条　　配当金が支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

以上